明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第六十三条　最恵国待遇

1　附属書六に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

3　この協定が効力を生じた後に一方の締約国が2に規定する種類の協定を第三国と締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、そのような協定に基づいて当該第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える可能性について協議する機会を当該他方の締約国に与える。

第六十四条　特定の約束に係る表の修正

1　サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回は、第百二十七条1の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、サービス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従って、当該交渉の前に附属書五の自国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

2　一方の締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表の双方において同一の約束を記載する場合において、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に従い、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表における約束の修正又は撤回を行い、かつ、同条に規定する「影響を受ける加盟国」として他方の締約国に対し補償的な調整を行ったときは、両締約国は、それぞれの関係国内手続に従うことを条件として、当該修正又は撤回を、新たな交渉を行うことなく、この協定に組み込むためにこの協定を改正することに合意する。

第六十五条　資格、技術上の基準及び免許

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連する当該一方の締約国の措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

第六十六条　承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、

(a)　第六十三条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて両締約国間で交渉するための機会を十分に与える。

(c)　当該一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第六十八条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の特定の約束であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十九条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。